

滋賀県立琵琶湖博物館樹冠トレイルサポーター規約

（会員）

第1条 会員とは、本規約を承諾して、登録の申し込みをし、琵琶湖博物館（以下「当館」とする。）が承諾した企業・団体（以下「会員」とする。）とします。

（有効期限）

第2条 会員の有効期限は入会日より1年（入会日翌年の当月末）とします。

（会費）

第3条 会費は一口100,000円とします。

（特典）

第4条 会員は次の特典を受けることができます。

- （1）会員の名称を、樹冠トレイル付近の銘板および当館ホームページに掲載します。
- （2）社員や同伴家族の入館料（常設展、企画展とも）を2割引します。
- （3）リニューアル内覧会に招待します。
- （4）社内研修会や催し等に当館が協力します。

（会員資格の喪失）

第5条 会員が次の項目のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失します。なお、いずれの場合も、既に納入された会費は還付しません。

- （1）樹冠トレイルサポーターの退会を申請したとき
- （2）本規約に違反し、会員として不適格であると当館が判断したとき
- （3）本規約に同意しないとき

（運営および事務局）

第6条 樹冠トレイルサポーターの運営および事務は当館において行います。

（その他）

第7条 本規約に定めのない事項については、当館長が別に定めるものとします。

滋賀県立琵琶湖博物館樹冠トレイルサポーター 登録申込書

平成 年 月 日

滋賀県立琵琶湖博物館長 あて

〒
所在地 _____
企業（団体）名 _____
代表者役職・氏名 _____ 印
（御担当者様）
部署・氏名 _____
電話／FAX番号 _____
メールアドレス _____

滋賀県立琵琶湖博物館樹冠トレイルサポーターについて、下記のとおり申込みます。

記

金額 _____ 円（一口 100,000 円）

登録日 平成 年 月 日